

輪島市 有害鳥獣対策 狩猟免許取得等補助金のご案内

【お問い合わせ・提出先】

輪島市役所 農林水産課

TEL: 0768-23-1141

🛡️ 地域を守る「捕獲の担い手」を支援します！

輪島市では、イノシシやシカ等による農作物被害の防止と市民の生活環境を保護するため、狩猟免許の新規取得・更新や、ライフル銃の購入に係る経費の一部を補助しています。

① 補助金の対象となる方（以下の条件をすべて満たす方）

✔️ 輪島市内に住所を有している方

✔️ 地元猟友会に3年間以上在籍できる方
石川県猟友会 輪島支部 または 鳳至支部への在籍誓約が必要です。

✔️ 有害鳥獣捕獲・緊急捕獲等に従事できる方
3年間、地域の捕獲活動への参加を誓約していただきます。

✔️ 市税の滞納がない方
その他、市長が不適当と認める理由がないこと。

② 補助対象経費と補助金額

区分	対象経費	補助率	上限額
第一種銃猟免許 (ライフル銃所持)	・ 狩猟免許の取得・更新費用 ・ 狩猟者登録費用 ・ 猟銃・空気銃所持許可証の取得・更新費用	全額補助 (100円未満切捨て)	70,000円
第一種銃猟免許 (散弾銃所持)			50,000円
わな猟免許			15,000円
ライフル銃の購入 ※初めて購入する場合	・ ライフル銃本体の購入費 ・ ガンロッカー・装弾ロッカーの購入費	1/2 (100円未満切捨て)	200,000円

③ 申請に必要な書類

- 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 狩猟免許の写し
- 猟銃・空気銃所持許可証の写し
※第一種銃猟免許取得・更新、ライフル銃購入の方
- 誓約書（様式第2号 / 3年間の在籍・捕獲活動等）
- 領収書等（補助対象経費の支払額が証明できるもの）
- その他、市長が必要と認める書類

④ 手続き・申請の流れ

STEP 1

免許受検・更新
ライフル銃等の購入
(代金の支払い)

STEP 2

必要書類の準備・提出
(様式1号・領収書等)

STEP 3

書類審査・決定通知
(市から様式3号送付)

STEP 4

請求書の提出
(補助金の交付・お振込)

【注意事項】

※虚偽その他不正な手段により交付を受けた場合や、誓約条件に違反した場合は、補助金の返還を命じられることがあります。

※申請用様式（様式第1号～第4号）は市役所窓口または輪島市公式ホームページからダウンロードできます。